

明石海峡及び付近における「2 そう曳き」漁業盛業期間中の航行安全対策

1. 進路警戒船配備について

日出から正午頃までの間に明石海峡航路を航行する巨大船（全長 200 m以上）に対し、進路警戒船 1 隻を配備する。

（但し、海上交通安全法に定める全長 250m以上の船舶については従来通り 1 隻とし、追加配備はしない）

期 間 ： 操業開始から当分の間（但し、休漁日（日曜日）を除く）

参 考 ： 昨年の進路警戒船配備期間は 2 月 2 8 日～4 月 2 日

2. 航路入航調整の推進要望について

日出から正午頃までの漁業盛漁時間帯を避けて明石海峡航路を航行するよう、巨大船並びに深吃水船、危険物積載船については、できる限り予め航路入航調整をお願い致します。

3. 各種情報の入手方法について

（1）大阪湾海上交通センターの F A X 受信

TEL 0799-82-3046 情報番号 3# 及び 7#

（2）インターネット受信方法

ホームページ：<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/index.htm>

大阪湾海上交通センターの画面から[操業漁船情報](#)をクリック

（3）携帯電話による受信方法

①アドレスは各機種共通

<http://www6.kaiho.mlit.go.jp/osakawan/m/>

以 上